

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する町民の皆様へのお願い

町民の皆様におかれましては、本町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し多大なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

去る4月7日、安倍首相が7都府県に対し、「緊急事態宣言」を発しましたが、その後も、宣言対象地域を含め、全国各地で感染者が日々増え続けています。

広島県においても感染者数が急増していることを踏まえ、4月13日には、「感染拡大警戒宣言」が発せられたところです。

現在、大崎上島町では、感染者は確認されておりませんが、引き続き、国や県、医療機関、関係機関と一体となって、可能な限り感染予防、拡大防止に全力で取り組んでまいります。

今後、町内において感染者が確認された場合は、防災無線・ホームページ等で緊急速報としてお知らせいたします。町民の皆様には、うわさや、誤った情報に惑わされることなく、各自が冷静に判断し行動していただきますようお願いいたします。

併せて、町民の皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るために、以下の点にご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。特に、緊急事態宣言の対象地域、感染が拡大している地域との往来については、自粛を強くお願いいたします。

- 緊急事態宣言の対象地域だけでなく、全ての都道府県を対象として、通勤・通学・通院等を除き、町外への不要不急の移動を当面の間（5月6日まで）、自粛してください。また、週末だけでなく、平日も外出を自粛してください。
- やむを得ず外出される場合、他者との距離を可能な限り2メートル空けるとともに、健康管理に務め、体調に異変（高熱、咳、強い倦怠感等）があった場合は、外出を自粛してください。
- 「密閉」、「密集」、「密接」、の「3密」に該当する場所を避けてください。
- 町外からの不要不急の帰省や来訪等を控えていただいでください。これらを考えられる方に対し、自粛を働きかけてください。
- やむを得ず、町外から戻られた方や来町された方については、2週間程度は健康管理に取り組んでいただき、体調が優れない時は休養する、むやみに外出しないことなどを徹底してください。また、不要不急の外出を控え、自宅での生活を基本としていただくとともに、自宅内でも手洗い等を徹底し、他の家族と距離をとるなど接触機会を可能な限り減らしてください。

皆様、お一人お一人の行動が町民全体の命を守ることに繋がります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年4月15日

大崎上島町長 高田 幸典